

事件番号 2013年(行ウ)第13号

2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件

原告 紀州鉾山の真実を明らかにする会 金静美(キム チョンミ)  
同 竹本昇 他3名

被告 熊野市  
同代表者兼処分行政庁 熊野市長 河上敢二

## 原告準備書面(1)

2014年2月20日

津地方裁判所 民事部合議1係 御中

原告 紀州鉾山の真実を明らかにする会 金静美(キム チョンミ)

同 竹本昇

同

同

同

### 記

被告熊野市が、2013年6月3日付けて、津地方裁判所民事部合議1係に提出した「答弁書」は、被告熊野市が、本訴訟の根本問題を理解しておらず、理解しようと努力しようとしておらず、真摯かつ真剣に問題を本質的に解決しようとしていないことを示している。

このような「答弁書」を、被告訴訟代理人弁護士倉田巖圓と星山政文ら5人の被告指定代理人の名で出すという被告熊野市の自他に不誠実な姿勢に抗議しつつ、原告は、被告の「答弁書」がいかに事実をねじまげ、真実を隠ぺいし、問題の本質をごまかそうとしているものであるのかを、以下に、質問という形式で表現する。

この質問にたいする真面目な回答を受けたのちに、被告の「答弁書」および6月16日に被告訴訟代理人弁護士倉田巖圓の名で被告熊野市が津地方裁判所民事部合議1係に提出した「準備書面」にたいする全面的な批判をおこなう

被告が、すみやかに回答することを求める。

## 1、「石原産業なにをしたのか（強制連行、強制労働の証言）」は知らない」および「紀州鉾山での朝鮮人強制労働と朝鮮人死者」は知らない」について

被告熊野市は、「答弁書」において、原告が訴状において証拠文書を添付して示している紀州鉾山への朝鮮人強制連行、紀州鉾山での朝鮮人死者について、「知らない」と述べている。

しかし、原告が述べている諸事実は、被告が知らなければならないことであり、知ろうとするならば容易に直ちに知ることができることである。

熊野市は「知らない」とのべることによって、姑息に事実を否認しようとしている。

だが、熊野市が「知らない」と主張することができない証拠文書がある。

旧紀和町（現、熊野市紀和町）が1993年3月に発行した『紀和町史』下巻には、紀州鉾山の朝鮮人について、

「朝鮮人労働者については、正確な人数・募集の方法・労働条件の実態・労働災害・民族差別など広く資料の調査を必要とするが、現在では不明の点が多い」

と書かれている（甲第23号証）。旧紀和町も現熊野市も「広く資料の調査」を怠り続けているが、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の建立にいたる歴史的諸事実は、その追悼碑の場の公共性を理解するうえで、認識しなければならないことである。

被告熊野市は、「石原産業なにをしたのか（強制連行、強制労働の証言）」および「紀州鉾山での朝鮮人強制労働と朝鮮人死者」にかんする諸事実の追及を、いつから開始し、どのように継続し、それらの諸事実にかんする熊野市の行政責任をどのように果たしているのか。

被告熊野市の明快な回答を求める。

## 2、「韓国での批判・抗議行動」のうち、2012年4月3日、金昌淑韓国慶尚北道道議会議員が中田悦生熊野市議会議長に慶尚北道道議会議長の「親書」を手渡したことは認め、その余は知らない」について

「その余は知らない」と被告熊野市は「答弁」し、中田悦生熊野市議会議長が金昌淑韓国慶尚北道道議会議員から親書を手渡され、同席した韓国慶尚北道道議会議員団の諸氏の発言を聞いたあと、どのような約言を紀州鉾山における朝鮮人の歴史の追及にかんしておこなったかを知らないとしている。

この被告熊野市の「答弁」は、いつわりである。

熊野市がこのよういつわりの言葉を取りけし、社会的に謝罪しないならば、公正な裁判は行われえない。

中田悦生熊野市議会議長が金昌淑韓国慶尚北道道議会議員から親書を手渡されてからどのような約言をおこなったかなど、被告熊野市が「答弁」で述べている「その余」にかんする諸事実については、原告が、甲第17号証および甲第18号証などで証明している。

被告熊野市が、原告の甲第17号証および甲第18号証などを読み、中田悦生熊野市議会議長本人に事情を聴取するならば、被告熊野市は、「その余は知らない」と弁明することはできない。

「その余は知らない」という強弁する姿勢は、事実を追求し、事実に基づいて判

断し行動するという個人としても組織としても当然のことをなそうとしない姿勢であり、極端な責任回避の姿勢である。

知らなければならないこと、知ろうとするならば知ることができること、知っていることを「知らない」と「答弁」して済ませようとするのは、個人的にも社会的にも正義に反する行為ではないのか。

被告熊野市の明快な回答を求める。